

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第3号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)	(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。